

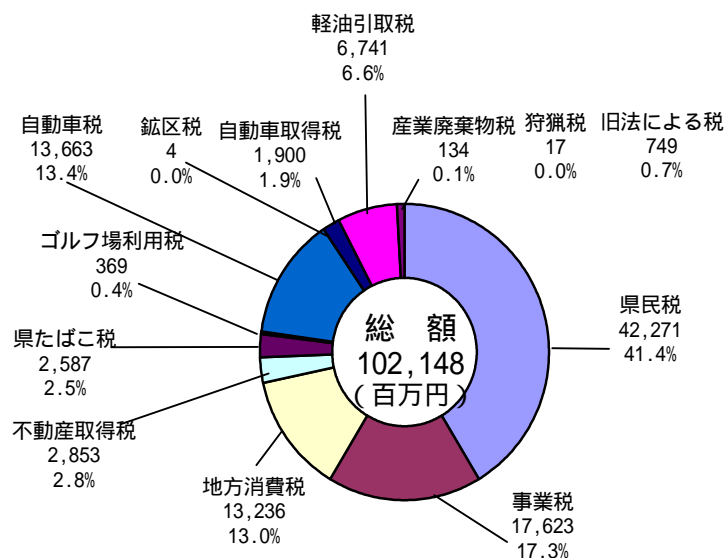
県税

県税は、県の行政に要する経費を賄うため法令の規定に基づいて徴収するもので、県内の住民や施設、県内に事務所を有する法人や県内における利用行為等に対して一定の負担を求めるものです。平成21年度の県税の予算額は1,021億円で、歳入予算総額の14.0%にあたり、県の自主財源の中では大きなウエイトを占めていますが、地方財政計画の歳入に占める地方税の構成比43.8%を大幅に下回っています。

普通税と目的税 県税には、県民税をはじめとする14種類の税目があり、これを大きく分けると普通税と目的税に分類されます。普通税とは、その用途に制限がなく、いかなる費用にも充当できる税で、県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉦区税がこれにあたります。これに対して目的税とは、用途が特定されている税で、狩猟税が鳥獣保護及び狩猟に関する費用に、産業廃棄物税が産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等の施策に要する費用に充てることとされています。自動車取得税、及び軽油引取税は、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、普通税に改正されました。

直接税と間接税 県税は、また、税負担の態様によって直接税と間接税に分類されます。直接税とは、県民税のように税を納める者と税を負担する者が同一であるものをいい、これに対して間接税とは、地方消費税のように両者が異なる税をいいます。

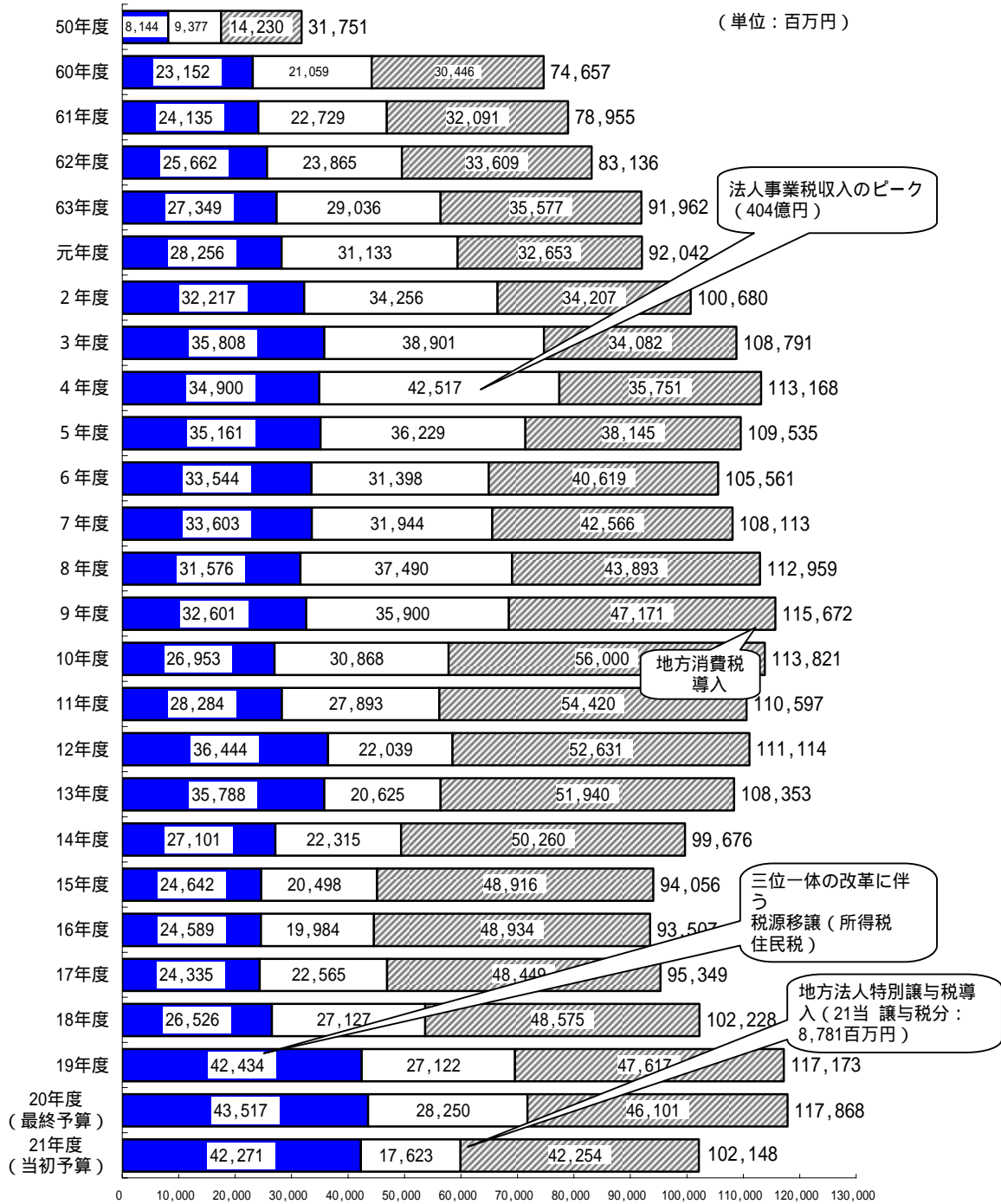
平成21年度予算の構成比



(注) 旧法による税：特別地方消費税
軽油引取税 (目的税から普通税へ変更のため)

県税収入の推移（決算額）

（単位：百万円）



■ 県民税 □ 事業税 ▨ その他の税

ポイント！

歳入確保に向けた取り組み！

1 「長崎県地方税回収機構」の設置

所得税からの税源移譲により滞納額が増加しました個人住民税を中心とした市町村税の滞納整理を行う、「長崎県地方税回収機構」を設立しました。長期に滞納するなど、納税の意思が見られない滞納者に対して、県と県内市町が、相互に協働・連携して集中的に滞納処分を実施します。これにより、県税・市町村税の滞納額縮減と併せ、市町税務職員の徴収技術の向上を図ることとしています。

具体的なメリット

- ・ 搜索、タイヤロックの装着、公売など多数の職員を要する業務の実施において、県や他の市町職員の支援が受けられるなど、機動力の強化が図られる。
- ・ 市町から滞納者へ引継予告書等の通知後に機構への滞納処分の引継を行うため、滞納者へのアナウンス効果が期待でき、自主納付の促進が図られる。

2 コンビニ収納の実施

平成20年度から自動車税において従来の金融機関に加え、コンビニエンスストアでの利用もできることとし、収納の機会の利便性を向上させました。

3 「ふるさと納税制度」(ふるさと長崎応援寄付金)

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村に寄付した場合、個人住民税を一定限度まで控除する、いわゆる「ふるさと納税制度」が平成20年度に創設されました。「ふるさと納税制度」とは、ふるさとの自治体へ贈る寄付金のことです。

長崎県における寄付金の主な使いみち

昨年度お寄せいただいた寄付金は、「交流とにぎわい 長崎の郷土(ふるさと)づくり」を推進していくための以下のような施策に活用いたしました。

- ・ 寄付総額 6,158,000円、寄付件数 123件 (平成20年度実績)
- ・ 使いみち 長崎の教会群を世界遺産にするための取り組み
しまや半島の癒し溢れる自然景観の保全や地域振興の支援
郷土の歴史・文化資源の発掘活用と芸術文化を活かしたまちづくりの推進
2014年長崎国体に向けた中高生のスポーツ強化
お年寄りや将来を担う子供たちへの安全・安心な暮らしの提供
その他長崎県の発展に寄与する施策
・ 大規模な長崎の物産展「日本長崎フェア」北京開催 など

ふるさと長崎
応援寄付金
～ふるさとへの
想いをかたちに～